

(給付様式第 10-11-2 号)

配偶者が手当金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書

以下に記載する私の配偶者は、育児休業支援手当金の対象となる子の出生の翌日時点で、以下の理由により
手当金の対象となる育児休業をすることができないことを申告します。

フリガナ		配偶者の生年月日		
配偶者の氏名		☐ 昭和 ☐ 平成	年 月 日生	

※ 該当するチェック欄（いずれか一つ）に✓を入れ、該当する必要書類を添付してください。

チェック欄	配偶者が手当金の対象となる育児休業をすることができない理由	必要書類
☐	①日々雇用される者であるため	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※日雇労働被保険者の場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入していただければ、書類は不要です。 (—)
☐	②出生時育児休業の申出をすることができない有期雇用労働者(※)であるため ※子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までで労働契約が満了することが明らかな有期雇用労働者が該当します。	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※以下の欄も記入してください。 労働契約の終了予定日 令和 年 月 日 子の誕生日または 出産予定日のうち遅い日 令和 年 月 日
☐	③労使協定に基づき事業主から育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれたため ⇒労使協定に基づき事業主が申出を拒むことができるのは次のいずれかに該当する場合に限られます。該当するものに○をつけてください。 (ア)子の出生の翌日時点の勤務先の事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない場合 (イ)育児休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (ウ)出生時育児休業の申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (エ)1週間の所定労働日数が2日以下の場合	・左記(ア)～(エ)のいずれかに該当することが確認できる労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し
☐	④公務員であって育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかったため	・任命権者からの不承認の通知書の写し
☐	⑤雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業に雇用される労働者であるが、期間を定めて雇用される者である等の理由により配偶者育児休業等の取得要件を満たさないため。	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し

令和 年 月 日
公立学校共済組合神奈川支部長 様

氏 名
(署名)